

掛川市条例第74号

掛川市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第184号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
(消防署の設置等) 第3条 (略) 2 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			(消防署の設置等) 第3条 (略) 2 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位置	管 轄 区 域	名 称	位置	管 轄 区 域
掛川市中央消防署	(略)	(略)	掛川市中央消防署	(略)	(略)
掛川市南消防署	(略)	今滝、入山瀬、岩滑、大坂、大坪台、小貫、海戸、上土方、上土方落合、上土方工業団地、上土方旦付新田、上土方嶺向、川久保、菊浜、国包、国安、坂里、下土方、高瀬、千浜、中、中方、西之谷、浜川新田、浜野、浜野新田、三俣、大淵、沖之須、西大淵、山崎、横須賀	掛川市南消防署	(略)	今滝、入山瀬、岩滑、大坂、大坪台、小貫、海戸、上土方、上土方落合、上土方工業団地、上土方旦付新田、上土方嶺向、川久保、菊浜、国包、国安、坂里、下土方、高瀬、千浜、中、中方、西之谷、浜川新田、浜野、浜野新田、三俣、大淵、沖之須、西大淵、 <u>山崎</u> 、 <u>洋望台</u> 、横須賀

附 則

この条例は、公布の日から施行する。